

# 神科ポンプ場ポンプ制御盤 更新工事

特記仕様書

上田市上下水道局

浄水管理センター

## 目次

第 1 章 総則

第 2 章 機械設備一般

第 3 章 電気設備一般

第 4 章 電線管路設備一般

第 5 章 電気設備工事

第 6 章 試運転

第 7 章 施工条件

第 8 章 個人情報取扱事項

## 第1章 総則

### 1. 目的及び施工範囲

本工事の請負者（以下、乙という）は、発注者（以下、甲という）監督員（担当者）の指示及び設計図書に従い、神科ポンプ場ポンプ制御盤 更新工事として、同設備更新工事を実施するものである。

### 2. 設計書照査及び疑義

工事設計図書の内容について疑義が生じた場合は甲乙で協議をし、甲の指示に従うものとする。なお、工事の施行上必要があれば実施施工図を提出し、甲の承認を得て変更することができる。

また、乙は設計書・仕様書に明記されていなくても、法規上・施工上または目的とする機能のために当然必要を認められるものについては、監督員と協議の上で決定するものとする。

### 3. 法令及び条例等の適用

本工事の施工に際しては、下記の関係法令及び規定に則り施工することとする。

- (1) 水道法
- (2) 計量法
- (3) 地方公営企業法
- (4) 建設業法
- (5) 電気・電気通信事業法
- (6) 電気工事士法
- (7) 電気事業法
- (8) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (9) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- (10) 労働安全衛生法
- (11) 労働基準法
- (12) 労働者災害補償保険法
- (13) 道路交通法
- (14) 公害対策基本法
- (15) 水質汚濁防止法
- (16) 騒音規制法
- (17) 建築基準法
- (18) 建築士法
- (19) 建設業法
- (20) 建築物における衛生環境の確保に関する法律
- (21) エネルギー使用の合理化に関する法律
- (22) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- (23) 国等による環境物品等の調達の推移等に関する法律
- (24) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (25) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

- (26) 大気汚染防止法
- (27) 石綿障害予防規則
- (28) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- (29) 下水道法
- (30) 消防法
- (31) 上田市建設工事入札制度合理化対策要綱
- (32) 上田市建設工事の入札及び契約に係る事務処理に関する規程
- (33) 上田市契約に関する暴力団等排除措置要綱
- (34) 上田市環境基本条例
- (35) 上田市公害防止条例
- (36) 上田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- (37) 上田市財務規則
- (38) 上田市上下水道局水道工事標準仕様書
- (39) その他関係法令、条例

#### 4. 適用規格・基準

本工事の施工に際しては、下記の関係規格及び基準に則り施工することとする。

- (1) 日本工業規格（JIS）厚生労働省監修水道施設設計指針・維持管理指針
- (2) 日本水道協会規格（JWWA）土木工事安全施工技術指針
- (3) 日本電気工業会標準規格（JEM）
- (4) 電気学会規格調査会標準規格（JEC）
- (5) 電気設備技術基準（通産省令）
- (6) 水道工事標準仕様書（日本水道協会）
- (7) 水道施設設計指針・維持管理指針（厚生労働省監修）
- (8) 厚生労働省監修水道施設設計指針・維持管理指針
- (9) （解説）電気設備の技術基準（経済産業省資源エネルギー庁）
- (10) 機械設備工事共通仕様書（国土交通大臣官房長官庁営繕部）
- (11) 電気設備工事共通仕様書（国土交通大臣官房長官庁営繕部）
- (12) 電気設備工事施行管理指針（国土交通大臣官房長官庁営繕部）
- (13) 電気・機械設備工事共通仕様書（国土交通省監修、公共建築協会）
- (14) 建築工事共通仕様書（国土交通省監修、公共建築協会）
- (15) 土木工事共通仕様書・土木工事施行管理基準（長野県土木部）
- (16) 土木工事安全施工技術指針（長野県土木部）
- (17) 上田市上下水道局水道工事標準仕様書
- (18) 水道施設の技術的基準を定める省令
- (19) 建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設副産物適正処理推進要綱
- (20) その他関係規格・基準

## 5. 積算

本設計書は、令和5年度の厚生労働省標準歩掛を基準として、積算単価については令和6年1月29日適用である。また、物価の変動による資材費の変更は単品スライド条項を運用する。機器費、処分費に関わる労務については、見積単価を採用している。

また、経費の積算においては、厚生労働省の国庫補助歩掛基準により、機器費を購入費扱いとして共通仮設費の対象となる直接工事費には含めないものとする。

なお、機器設置等に係る歩掛は、公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道用設計積算要領-ポンプ場、処理場施設（機械・電気設備）編」2016（青本）を適用している。

- 1) 工種区分：構造物工事（浄水場等）
- 2) 施工地域等区分：補正なし
- 3) 冬季補正：なし

## 6. 事務手続き

乙は、本工事の施工にあたり関係官公庁等に対して必要な一切の事務手続きは、乙の責任において速やかに処理し、その旨を甲に報告するものとする。なお、これに必要な費用は乙の負担とする。

## 7. 現場代理人・主任技術者

乙は、本工事契約後一週間以内に主任技術者及び現場代理人を定め、甲に届けることとする。

現場代理人は工事現場に常駐し、現場管理の一切の事項を処理し、類似工事の実務経験を有するものとする。

主任技術者は技術的専門知識を有し、類似工事の主任技術者としての実務経験を有するものとする。

## 8. 工事日報

乙は、工事内容とその他に必要な事項を記載した工事日報もしくは工事週報を提出すること。

## 9. 提出図書

乙は次の工事関係図書類を提出すること。

(1) 乙は、下記の書類及び承認図を提出し、甲の承認を受けた後に機器の発注をすること。

- 4) 施工計画書
- 5) 機器外形寸法
- 6) 機器仕様・電気器具仕様・明細書
- 7) 機器据付・電気器具取付・施工図
- 8) 配管図・配線図

(2) 乙は工事完了後、維持管理に必要な下記の竣工図を甲に対して提出することとする。

- 1) 機器・器具納入仕様書、出荷伝票
- 2) 機器試験成績書
- 3) 機器・器具取扱説明書
- 4) 構成図

- 5) 機器据付・電気器具仕様・完成図
- 6) 配管接続図・電気配線接続図
- 7) 工事写真
- 8) 試運転調整結果表
- 9) 工事日報・協議書
- 10) 工事・機器用保証書
- 11) その他必要と認めるもの

#### 10. 資材管理検収

本工事に使用する機器は監督員（担当者）が製品検査を行い、合格と認めたものを使用すること。また、機器及び資材は工事検査受け渡しまで乙の保管管理責任によるものとする。

#### 11. 総合試運転

乙は本工事完了後に総合試運転を実施し、監督員が立会いのもと、各機器の機能を十分発揮していると認められるまで調整を行うものとする。

#### 12. 竣工検査・受け渡し

本工事の検査は甲が定める規程により行い、中間及び竣工検査を実施することとする。

検査には現場代理人、主任技術者または監理技術者が必ず立会い、検査に必要な体制を整えること。

検査に合格しない場合は、監督員の指示に従い、指摘箇所について改造または再施工し、再検査を受け、合格しなければならない。

#### 13. 保証期間

本工事における機器類の保証期間は竣工検査合格後2ヶ年とする。

保証期間中の乙の責任に帰すべき原因（機器の不良）による事故が発生した場合には、無償にて補修または新品に交換することとする。

## 第2章 機械設備一般

### 1. 規則

本工事に使用する機器については、J I S・J E C・J E M・J W W Aの各規格に準拠するもので本書の仕様によることとする。

### 2. 単位

単位はすべて「メートル法」とする。

### 3. 塗装

機器塗装については、必要に応じて色見本を提出して承認を得るものとする。また、機器の塗装は原則として工場作業として、配管は原則として錆止め塗装、下塗り塗装後配管施工を行い、仕上げ塗装を施すこと。(ただし、ライニング管はこの限りではない)

### 4. 周波数

本地域は60Hz地域につき、機器の定格周波数は「60Hz用」のものとする。

### 5. 付属品

各機器の付属品は特記仕様書に記載されているものを付属するほかに、請負者において運転上や保守上で当然必要と認めるものはすべて付属すること。

また、本仕様書に記載していない部分であって、1年以内に消耗と思われるものは1か年分を供給しなければならない。

### 6. 荷造り及び輸送

荷造りは厳重に施して防湿を完全に行い、天地無用の品にはその旨を明記して適当な転倒防止の方法を講ずるなど堅固に行うこと。輸送中には損傷のないよう充分注意すること。

### 7. その他

- (1) 工事試験及び検査に合格した機器類は現場に持込み、承認済みの配置図等により据付・付帯工事を行うものとする。
- (2) 本仕様書及び設計図書で細部に関して明らかでない工事がある場合は、協議の上施工するものとする。
- (3) 工事中は関係法規に従い工事を進め、隣接建物・道路・その他危険及び損傷を生じないように措置するものとする。なお、工事中に汚染損傷の恐れのある機器類及び既成部分は適当な方法で養生するものとする。
- (4) 施工は労働安全衛生規則等に従って工事を行い、全ての作業に事故の発生しないよう必要な対策及び注意を払い作業を行うものとする。
- (5) 工事完了に際しては後片付け及び清掃を行い、発注者の承認を得るものとする。

## 第3章 電気設備一般

### 1. 規則

本工事に使用する機器については、J I S・J E C・J E M・J W W Aの各規格に準拠するもので本書の仕様によることとする。

### 2. 単位

単位はすべて「メートル法」とする。

### 3. 塗装

塗装は必要に応じて原則として工場作業として、充分なる経験を有する熟練工により施工して、塗り残し・シワ・タレ・気泡等を生じぬよう丁寧に施工すること。

塗装色は特に指定するもの以外は、JEM1135・JEM1425（配電盤・制御機及びその取付け器具の色彩）を標準とする。

なお、工場用計器の塗色は本仕様書に定めるほか、打合せによる。

### 4. 周波数

本地域は60Hz 地域につき、機器の定格周波数は「60Hz 用」のものとする。

### 5. 付属品

各機器の付属品は特記仕様書に記載されているものを付属するほかに、請負者において運転上や保守上で当然必要と認めるものはすべて付属すること。

また、付属品は長期間の保存に適するように厳重に包装して、付属品リストには内容品の種類及び数量を注記するほか、保管上の注意事項を明記すること。

### 6. 荷造り及び輸送

荷造りは厳重に施して防湿を完全に行い、天地無用の品にはその旨を明記して適当な転倒防止の方法を講ずるなど堅固に行うこと。輸送中には損傷のないよう充分注意すること。

### 7. 製作中の連絡

納入機器の製作者が複数に及ぶ場合には、製作者同士が密接に連絡を取り合って全体としての調和が取れたものを納入すること。

### 8. その他

- (1) 盤類の据付及び機器の組立てについては熟練した専門技術者を派遣して、電氣的・機械的に完全に施工すること。
- (2) 機器の搬入・据付の際は、機器本体・構造物に対して損傷を与えることのないように注意すること。
- (3) 機器の据付位置は設計図書を参照の上、他の機器との取り合いが完全に行えるように考慮して施工すること。



- (4) 機器の基礎ベースの施工は特に入念に行い、水平・垂直に充分留意すること。据付後機器の性能に支障をきたすことのないように充分注意して施工すること。
- (5) 工事完了に際しては後片付け及び清掃を行い、発注者の承認を得るものとする。

## 第4章 電線管路設備一般

### 1. 規則

本工事の施工にあたっては、監督員の指示に従い本仕様書及び設計図書に基づき関係法令・規定・基準に準拠して責任を持って施工すること。

なお、本仕様書及び設計図書に記載されていない事項については、国土交通省大臣官房管庁営繕部監修の電気設備共通仕様書及び、電気設備工事基準図によること。

### 2. 位置の決定

機器の据付位置については、必要に応じて施工図を提出して監督員の指示を受けること。

### 3. 配管工事

(1) 必要に応じて配管工事を施工する場合には、施工場所により次の電線管を使用すること。

- ・一般配管 : 金属配線管
- ・地中配管 : 波付硬質ポリエチレン可とう管, PE ライニング鋼管, 硬質ビニル電線管
- ・機器接続部: ビニル被覆付第二種金属製可とう電線管

(2) 地中電線路の要所には、ケーブル埋設表示を行うこと。(コンクリート標柱, ケーブル標識シート等によること。)

(3) 予備配管(入線しない配管)には、1.2mm以上のビニル被覆電線を挿入して行先表示札を付けること。

### 4. 配線工事(機器仕様に記載する機器の製作・据付工事)

(1) 据付工事は、あらかじめ承認を得た詳細な装置配置図及び据付基礎図に基づき、工事監督員の指示に従い試運転完了までの一切の工事を行わなければならない。

(2) 据付にあたっては、あらかじめ監督員, 関連工事業者と、施行順序及び方法・工程等について詳細に十分な打合せを行い、これに基づき施行しなければならない。

(3) 監督員の支持する重要部分については、その都度検査を受けなければならない。

(4) 装置及び機器の据付調整, ならびに試運転調整に際しては、技術者を派遣してその指導に当たらせなければならない。

(5) フランジ接合についてはボルトを規程のトルクで確実に締め付けること。

### 5. 施工方法

(1) 使用材料は次頁に記載する、表1, 表2の規格内とすること。

(2) 電線管は、各種類別に順序良く整理して配線すること。

(3) 計装用信号ケーブルは、動力ケーブルによる誘導障害を受けないようにすること。

(4) 電線管, ダクト, ラック類は構造体に堅固に固定すること。

(5) 機器への接続は、原則として2種金属製可とう電線管を用いて接続すること。

(6) ケーブルの末端においては、原則として圧着端子を用いて接続すること。

(7) 電線管, ダクト等の内部には、塵埃, 水等が浸入しないように施行すること。

(8) 接地は、電氣的, 機械的に完全に連絡して規格値を満足するように施行すること。

表 1. 電線類

名称	種別	規格
600V ビニル絶縁ケーブル	IV	JIS C 3307
600V 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	CV	JIS C 3605
制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル	CVV	JIS C 3401
静電遮蔽付制御用ビニル絶縁ビニルシースケーブル	CVV-S	JCS 4258
600V 耐燃性ポリエチレン絶縁ケーブル	EM IE	JIS C 3612-02 JCS 3416
600V 架橋ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル	EM CE	JIS C 3605 JCS 4418-03
制御用ポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル	EM CEE	JIS C 3401-2 JCS 4419
静電遮蔽付制御用ポリエチレン絶縁耐燃性 ポリエチレンシースケーブル	EM CEE-S	JIS C 3401-02 JCS 4419
耐火ケーブル	FP-C, NH-FP-C	消防庁告示
耐燃ケーブル	HP	消防庁告示

表 2. 電線管類

名称	種別	規格
硬質ビニル電線管	HIVE	JIS C 8430
鋼製電線管	G, C	JIS C 8430
ポリエチレン被膜鋼管	PE	JIS C 3469
合成樹脂製可とう電線管	PF, CD	JIS C 8411
2 種金属製可とう電線管		JIS C 8309
波付硬質合成樹脂管	FEP	JIS C 3653
その他		JIS 規格品又は同等品

## 第5章 電気設備工事

### 1. 工事概要

本工事は「神科ポンプ場ポンプ制御盤 更新工事」として、上田市上下水道局浄水管理センターが管轄している神科ポンプ場に設置されているポンプ制御盤を更新することを目的として実施するものである。また合わせて、水位や流量の信号の送受信を行うための計装盤の更新も実施する。

本制御は、送水先である神科配水池の水位信号を受けることで送水ポンプの運転停止の制御を行うものと主とする制御盤である。

本工事には専門的技術の知見が求められるため、請負者はその知見を遺憾なく発揮するものとする。発注図書においては発注者の意図を伝えるためのものであり製作図面ではないため、請負者が発注図を基に承認図面等によって協議を行うことを前提とする。発注者が発注図書と同程度であることを判断・選定して、機器や運用に必要なものを加味して承認図を作成して監督員の承認を得ることとする。

### 2. 主要設備機器

- (1) ポンプ制御盤： 1面（更新）
- (2) 計装盤： 1面（更新）

### 3. 工事範囲

本工事に工事範囲については次のとおりとする。

- (1) 上記記載の機器の製作・据付
- (2) 機器間の配線接続
- (3) その他、上記に伴う諸工事及び試験調整工事

### 4. 機器仕様

下記の仕様を満足する機器とする。

- (1) 機器費：

#### 【ポンプ制御盤】

- ・数量：1面
- ・形式：鋼板製屋内自立閉鎖形
- ・寸法：W1200×D800×H1900（詳細は承諾図において決定する）
- ・材質：鋼板製 t=2.3 mm
- ・塗装：メラミン樹脂焼付塗装（マンセル 2.5Y9/1 半ツヤ）
- ・受電：3φ3W 440V 60Hz
- ・盤内構成機器：

(A)	配線用遮断器	(3P225AF)	:	1台
(B)	配線用遮断器	(3P30AF)	:	2台
(C)	配線用遮断器	(3P20AF)	:	1台

(D)	漏電遮断器	(3P125AF)	:	2台
(E)	漏電遮断器	(3P30AF)	:	2台
(F)	変圧器	(3kVA, 440/220V)	:	1台
(G)	電磁接触器	(送水ポンプ主幹・デルタ結線)	:	4台
(H)	電磁開閉器	(スターデルタ結線)	:	2台
(I)	電磁開閉器	(電動弁用)	:	2台
(J)	変流器		:	2台
(K)	変流変換器		:	2台
(L)	3Eリレー		:	2台
(M)	フロートレスリレー		:	1式
(N)	避雷器		:	1式
(O)	補助リレー		:	1式
(P)	タイマー		:	1式
(Q)	その他必要なもの		:	1式

・ 盤面構成機器：

(A)	集合表示灯		:	1式
(B)	電圧指示計		:	1台
(C)	電流指示計		:	2台
(D)	開度指示計	(既設ポンプ制御盤から移設)	:	2台
(E)	運転時間計		:	2台
(F)	発停回数計		:	2台
(G)	切換スイッチ		:	7台
(H)	押釦スイッチ		:	12台
(I)	その他必要なもの		:	1式

\* 1：制御盤には、シーケンス設計費・盤内資材機器取付・配線を含む。

\* 2：手動切替により、ポンプ及び電動弁へそれぞれ独立して運転信号を指令できること。

【計装盤】

- ・ 数量：1面
- ・ 形式：鋼板製屋内自立閉鎖形
- ・ 寸法：W6000×D800×H1900（詳細は承諾函において決定する）
- ・ 材質：鋼板製 t=2.3 mm
- ・ 塗装：メラミン樹脂焼付塗装（マンセル 2.5Y9/1 半ツヤ）
- ・ 盤内構成機器：

(A)	配線用遮断器	(2P30AF)	:	3台
(B)	漏電遮断器	(2P30AF)	:	1台
(C)	変圧器	(1.5kVA, 440/110V)	:	1台
(D)	サーキットプロテクタ	(2P3AF)	:	6台
(E)	アイソレータ		:	4台
(F)	警報設定器		:	1台
(G)	アナログパルス変換器		:	1台

- (H) 避雷器 : 1 式
- (I) その他必要なもの : 1 式

・ 盤面構成機器 :

- (A) 水位指示計 : 1 式
- (B) 流量指示計 : 1 台
- (C) 圧力指示計 : 2 台
- (D) 流量積算計 : 2 台
- (E) その他必要なもの : 1 式

\* 1 : 計装盤には、シーケンス設計費・盤内資材機器取付・配線を含む。

(2) 労務費 :

【産廃処分費】 1 式

- ・ ポンプ制御盤 (既設) : 1 面
- ・ 計装盤 (既設) : 1 面

## 第6章 試運転

### 1. 実施項目

本工事においては、主要機器の据付が完了した段階で、設備全体を稼働した試運転を実施する。実施時には監督員が立会のもと、設計図または仕様書と照合しながら各機器相互間の関連を検討して調整を行う。運転に際しては、装置に負荷を急激に掛けることは避ける。

### 2. 特記事項

工事期間中は神科ポンプ場は運用中の施設であるため、設備更新に伴う切替え・接続工事を実施する際にはポンプ場運用にできる限り影響を与えぬよう十分に配慮すること。下記の事項についても考慮すること。

- (1) 工事期間において、ポンプ場通常運用に支障が出る場合には、事前に監督員に連絡すること。
- (2) ポンプ場の機能停止を伴う作業を実施する際は可能な限り短時間となるように努めること。
- (3) ポンプ場は工事期間中であっても施設運用を優先することがあるので、施工に先立ち十分に調整を行うこと。

## 第7章 施工条件

### 1. 工程関係

- (1) 工期は、雨天・休日等を見込み、契約の翌日から令和6年12月31日（火）までとする。  
また、休日には日曜日・祝日、夏季休暇のほか、作業期間内の全土曜日を含んでいる。
- (2) 施工及び施工方法等について下記の制約・条件があるため、事前に工程の調整を行うこと。

制約事項	位置等	制約条件・内容
染屋浄水場ろ過水管更新工事	染屋浄水場	近接工事（要すれば工程調整）

- (3) 本工事は週休2日工事（発注者指定方式）の対象工事ではない。

### 2. 施行計画

- (1) 請負者は、設計図書、「電気設備工事共通仕様書」「機械設備工事共通仕様書」（公共建設協会）、「厚生労働省監修水道施設指針」当特記仕様書及び現場条件等を考慮して、工事全体の進め方、施工、品質、管理方法等を定めた施工計画書を速やかに作成して提出すること。
- (2) 施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を作成して提出すること。

### 3. 周辺環境保全関係

- (1) 施行箇所が浄水場施設内であるため衛生管理には十分に注意して、油類等の漏れが無いように対策を講じて施行すること。また、工事に伴う騒音・振動・粉塵等に十分に配慮すること。
- (2) 建設機械・設備は排出ガス対策型機械使用を原則とする。
- (3) 現場発生土等各種資材を搬出時には、運搬車両等から土砂を確実に除去してから一般道へ出ること。なお、一般道が当該工事による原因で汚れた場合には、請負者の責任において処理すること。
- (4) 過積載防止関係
  - 1) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
  - 2) 過積載を行っている資材業者から資材を購入しないこと。
  - 3) 資材等の過積載を防止するため、発生土の処理及び骨材等の購入にあたっては、下請業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
  - 4) 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に
  - 5) 欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
  - 6) 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
  - 7) 過積載車両等が確認された場合には、速やかに改善を行うとともに監督員（担当者）に対してその内容を報告すること。

### 4. 安全対策関係

- (1) 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練教育等について、工事着手後は原則として作業全員の参加により、工事期間中、月あたり半日以上時間を割り当てて、安全・訓練等の教育または、周知徹底を実施するものとする。



- (2) 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成して、監督員（担当者）に提出すること。
- (3) 安全訓練等の実施状況を工事報告に記録して報告するものとする。
- (4) 請負者は工事の施工にあたり、「土木工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱及び建設副産物適正処理推進要綱」、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」、道路占用許可及び道路使用許可等の条件に基づき、公衆災害の防止に努めなければならない。
- (5) 工事現場内は危険防止のため、平常から防災設備を整備するとともに気象予報等について十分注意し、常に万全の措置を講じられるように準備しなければならない。

#### 5. 労働福祉の改善等について

- (1) 労働者の確保を図ること並びに、労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

#### 6. 産業廃棄物関係

- (1) 産業廃棄物は関係法令に基づき適正に処理し、必要に応じて関係書類を提出すること。
- (2) マニフェストについては、廃棄物ごとに処理数量を集計してマニフェストA票，B2票，D＋E表の写しを提出すること。
- (3) 必要に応じて建設リサイクル法関係書類を着工前に提出すること。

#### 7. その他

本工事の施工にあたり疑義が生じた場合には、担当者と協議の上、決定するものとする。

## 第8章 個人情報取扱事項

### 1. 基本的事項

請負者は、個人情報の保護の重要性を認識する。業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、上田個人情報保護条例（平成18年条例第13号）の規定を遵守して、個人の権利利益を侵害することのないように個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### 2. 秘密の保持

請負者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

### 3. 使用者への周知

請負者は、その使用する者に対して、在職中及び退職後においても業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### 4. 適正な管理

請負者は、業務に係る個人情報の漏洩、滅失、改ざん及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### 5. 収集の制限

請負者は、業務を処理するために個人情報を収集するときには、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

### 6. 使用等の禁止

請負者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、または第三者に引き渡してはならない。

### 7. 複写の禁止

請負者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、業務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

### 8. 再委託の禁止

請負者は、業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

### 9. 資料等の返還等

請負者は、業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約の終了後直ちに甲に返還し、また

は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

#### 10. 事故発生時における報告

請負者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### 11. 契約の解除及び損害賠償

発注者は、請負者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする